

## 音威子府村持家住宅促進奨励補助申請をされる方へ

音威子府村では、自己の居住の用に供するため、音威子府村内に住宅の新築、建て替え並びに購入、及び住宅の新築、建て替えの際に、軟弱な地盤を補強する基礎工事が必要な住所を有する住民に対し、奨励補助金を交付しています。

### ■対象住宅

自己の居住の用に供する新築、建て替え（増改築を除く。）並びに購入する住宅で、他用途との併用住宅及び2世帯住宅を含みます。

ただし、以下に注意ください。

- ・併用住宅においては居住部分のみ
- ・2世帯住宅にあつては各世帯が明らかに独立した生活が営める設備（厨房、トイレ、浴室、暖房等）があり、また、各世帯の専有する面積は50㎡以上（物置、車庫等附属屋は除く。）が必要です。

### ■補助の対象

1. 自己資金又は融資（併用を含む。）を受けて新築、建て替え並びに購入する場で、住宅の新築、建て替えの際、軟弱な地盤を補強するために通常よりも基礎工事に要した場合。
2. 公租公課を滞納していないこと。

制限行為能力者が世帯主になる場合、若しくは「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」で指定された団体の役員及び構成員等は対象となりません。

### ■補助の額

- (1) 新築又は建て替え住宅  
建築価格の20%以内、上限250万円、下限100万円。  
ただし、2世帯住宅の場合は、上限300万円、下限200万円。
- (2) 購入住宅  
購入価格の20%以内、上限100万円、下限25万円。  
ただし、居住の用に供するため住宅を改装した時は、住宅購入代と改装費用を対象としています。
- (3) 補強基礎工事  
基礎工事の費用から、通常的基础工事の費用を差し引いた額の50%以内、上限30万円、下限8万円。

ただし、対象建築面積は70㎡以上、それ以下の時は建築面積の割合で決定します。

※算出された補助金の額の1万円未満は切り捨てとなります。

#### ■申請書類・担当窓口

補助金の交付を受けようとする方は、次の書類とともに音威子府村総務課総務財政室へ申請ください。(電話 01656-5-3311)

- (1) 音威子府村持家住宅促進奨励補助金交付申請書(様式1)
- (2) 住宅建築工事請負契約書又は住宅売買契約書の写し
- (3) 住宅図面
- (4) 基礎工事設計内訳書(軟弱地盤補強基礎工事費用が明らかになるもの。)
- (5) その他指定する書類

※必要と思われる書類の提出及び調査を行うことがあります。

#### ■補助金の請求

申請書の提出を受けてから内容を審査後、決定した内容を奨励補助金交付決定通知書でお知らせします。決定通知書を受けた後、音威子府村持家住宅促進奨励補助金請求書(様式3)をご提出ください。

#### ■奨励補助金の交付の時期

住宅の棟上を確認した後、請求に基づいて指定の金融機関口座に振込いたします。

#### ■補助金取消となる場合について

偽り等の不正の手段により奨励補助金の交付を受けた時は交付決定の取り消しとなります。また既に交付している時は奨励補助金の全部若しくは一部を返還いただきます。

■すでに奨励補助金を受けた方で、再度新築、建て替え若しくは購入しようとする場合には、適用となりません。(25年を経過した住宅を除く。)